

行 動 計 画

1. 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日（5 年間）

2. 内 容

(1) 目 標

計画期間内に育児休業、時間外労働の制限及び深夜業の制限の育児・介護休業法に基づく労働者の権利や休業中の育児休業給付の支給等の経済的な支援措置等の関係法令に定める諸制度について、手法に創意工夫を凝らし従業員に対して積極的に周知する事を目標とする。

(2) 対 策

平成 30 年 4 月～ 制度周知の最善の方法を社内で検討する。

平成 31 年 12 月～ 社内規定をいつでも見られる状態にしておくなどの方法により制度の周知を図る。

令和 4 年 12 月～ 従業員へのヒアリング等により制度の認知度を確認する。

令和 5 年 2 月 必要に応じ周知の方法を改善し、継続的な制度周知を図る。